

平成 2 1 年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項及び
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料

独立行政法人医薬基盤研究所
平成 2 2 年 7 月

目 次

項目 1	財務状況	1
項目 2	保有資産の管理・運用等	3
項目 3	組織体制・人件費管理	5
項目 4	事業費の冗費の点検	20
項目 5	契約	22
項目 6	内部統制	31
項目 7	事務・事業の見直し等	35

(項目1)

財務状況

①当期総利益又は総損失	総損失	1億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	繰越欠損金	307億円
③-1 当期運営費交付金債務		112億円 (執行率99.2%)

④利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	・ 該当無し
⑤100億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況	<p>繰越欠損金への解消への取組について</p> <p>○承継勘定では、独法会計制度の構造上、256億円の繰越欠損金が発生している。</p> <p>研究開発法人が持つ保有特許の存続期間が終了する平成36年3月末までの間、出資法人に対して具体的な事業計画の策定を求め、研究成果の事業化・収益化を促すとともに、期待される収益が管理コストを下回ると判断される場合は外部専門家の意見を踏まえ、速やかに株式の処分を行うこととしている。</p> <p>○研究振興勘定では、独法会計制度の構造上、62億円の繰越欠損金が発生している。繰越欠損金の拡大を抑えるため、21年度より新規採択を休止したが、全ての既採択案件に対し、早期実用化を促すため、進捗状況等報告会等を通じ、指導・助言を実施した。</p> <p>○企業より市場ニーズや競争環境という視点を入れた収益見通しに関する書類の提出を求め、当研究所において繰越欠損金に関する計画策定委員会を開催し、収益見通しについて独自データも踏まえ確認した。</p>

<p>⑥運営費交付金の執行率が90%以下となった理由</p>	<p>・執行率は99.2%であり、90%以下とはなっていない。</p>
--------------------------------	-------------------------------------

(項目2)

保有資産の管理・運用等

<p>①保有資産の活用状況とその点検</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 当研究所は平成17年4月に設立された法人であり、設立時に引き継いだ資産を有効活用している。従って、減損等の処理はしていない。 また、整理合理化計画で処分等する資産にも該当していない。しかしながら、今後、必要に応じて見直しを図っていくこととする。保有する特許は基盤研の前身から引き継いだものである。それらの特許については、活用状況等を踏まえ、今後、見直しを図っていくこととする。・ 宿舎については、宿舎の設置状況（事業所内外の設置、土地保有の有無）、業務の緊急性や地域の危険性との関係、国家公務員宿舎の動向等も踏まえ、必要であれば見直しを検討していきたい。
<p>②不要財産となったものの内容とその処分方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 平成21年度に大阪本所において、公用車を売却した。・ 平成21年度中に和歌山圃場において、公共工事計画に係る部分を一部、自治体へ売却する契約を締結した。・ 和歌山圃場における残った土地について、平成22年度以降に売却又は物納により国に返還する。
<p>③資金運用の状況</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 当研究所の資産運用に当たって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のある運用は行っていない。・ 独立行政法人医薬基盤研究所余裕金運用要領に基づき運用方法は、国債・地方債・政府保証債・銀行及び郵便局等金融機関への預金である。

<p>④債権の回収状況と関連法人への貸付状況</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 承継事業に係る債権の回収については、2社から111,300千円を21年度計画通り実施した。・ 関連法人への貸付については実施していない。
----------------------------	---

(項目 3)

組織体制・人件費管理
(委員長通知別添一関係)

<p>①給与水準の状況 と 総人件費改革の進 捗状況</p>	<p>【給与水準について】</p> <p>当研究所の給与水準は、研究職、事務職ともに、国家公務員に準じた給与体系及び給与水準をとっている。</p> <p>研究職員のラスパイレス指数は 94.4%となっており、事務職員のラスパイレス指数は 109.0%となっている。事務職員の給与水準が特に高いわけではなく、国の給与水準と変わらず、法人独自の手当でも一切設けていない。事務職員のほとんどが国からの出向者であり、当研究所の給与水準も国に準じた体系をとっていることから、給与支給額は国に在籍していた時と基本的に同じである。</p> <p>なお、事務職員のラスパイレス指数が高くなる要因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 組織的要因 当研究所は地域手当の支給対象地域である大阪府茨木市に所在しており、職員の受給割合が 100% (相当する全国平均は 77.8% (「平成 21 年度国家公務員給与の概要」) であること及び職員の多くが東京都特別区にある国の機関からの出向者であり、異動保障の額が当研究所の所在地における地域手当と比べて高くなる者の割合が 61.5% (13 人中 8 人) と高くなっているため。2. 正規職員の構成の相違 非常勤職員を積極的に活用しており、国家公務員行政職俸給表(一)6 級相当以上の管理職の割合 (30.8%。13 人中 4 人) が相対的に高くなるため (相当する全国平均は 14.3% (「平成 21 年度国家公務員給与の概要」)。3. 職員の学歴の相違 当研究所の職務の専門性 (医学・薬学分野等) 等から事務職員の大卒者割合 (53.8%。13 人中 7 人) が相対的に高くなっているため (相当する全国平均は 50.0% (「平成 21 年度国家公務員給与の概要」)。 <p>以上のように、当研究所における給与は国に準じた体</p>
--	---

系（国に準じた俸給表等）を適用しているところであり、当研究所の給与水準は国家公務員と比較しても適切なものであると考えており、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。

【国からの財政支出について】

支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 94.4%（国からの財政支出額 12,214,049 千円、支出予算の総額 12,941,499 千円：平成 21 年度予算）

平成 21 年度決算における、支出額 13,003,147 千円のうち、8,216,822 千円は、当該研究所以外の大学等に競争的資金等として支出するものである。残りの 4,786,325 千円のうち、3,196,310 千円は当研究所の研究事業費であり、1,590,015 千円は一般管理費である。そのうち 619,466 千円が給与、俸給等支給総額（支出総額に占める割合：4.8%）であるため、給与支出が国からの財政支出を増加させる要因とはなっていないと考えており適切であると思われる。

【累積欠損額について】

累積欠損額 30,613,273,303 円（平成 20 年度決算）

この繰越欠損金は、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた出資事業により生じたものであり、同機構から事業を引き継いだ医薬品医療機器総合機構と民間企業との共同出資により設立された研究開発法人が、医薬品、医療機器に係る研究開発を実施したものであり、研究開発に必要な費用を出資金により賄うため、研究開発の進行に伴い、出資金と欠損金の双方が増加する構造となっていたものである。

また、実用化研究支援事業は、国の財政投融资特別会計より政府出資金を受入れ、その出資金を委託費として支出しているものであり、出資金を費用として支出すると欠損金が増加する構造となっている。

このように、繰越欠損金は会計処理上発生しているものであり、給与支出とは無関係であり、給与支出が繰越欠損金を増加させる要因とはなっていない。

	<p>【総人件費改革について】</p> <p>派遣職員・非常勤職員の活用を行って常勤職員数及び人件費の抑制につとめているところであり、総人件費改革の対象となる21年度の人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）の実績（21年度決算額：574,724千円）は、17年度基準額（641,885千円）に比べて10.5%削減しており、人件費削減の取組は着実に進展しているところである。</p> <p>なお、今後についても定年退職者の後任を業務の合理化を行った上で一部不補充とし、また退職等により職員の補充が必要となった場合でも、可能な限り若手の職員を採用すること等の人件費削減の取組を行うこととする。</p>
<p>②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況</p>	<p>○現在、該当する手当は設けておらず、また、将来も設ける予定はない。</p>
<p>③福利厚生費の状況</p>	<p>法定福利費 129,790千円（役職員一人当たり587,287円）</p> <hr/> <p>法定外福利費 25,150千円（役職員一人当たり113,801円）</p> <hr/> <p>○法定外福利費は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用及び産業医委託業務費等であり、レクリエーション経費については、国費及び国費以外の財源ともに支出していない。また、予算要求も実施していない。</p> <p>○当研究所は非公務員型独立行政法人であり、国家公務員宿舎を利用できないこととされたことから、宿舎借上費用は、職員の勤務条件及び労働条件を整備する上で必要な経費である。また、職員の自己負担額については、国家公務員宿舎法に準じて算出した適正な水準となっており、今後、国家公務員宿舎法の改正等があれば、それに準じて対応することとしている。</p> <p>○健康保険料の労使負担割合の見直しについて、加入する大阪薬業健康保険組合理事長あてに、平成22年6月2日付け文書で、労使折半への見直しを要請した。 （現行：事業主負担52%、被保険者負担48%）</p>

(項目3の2)

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び

法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者^{注1}の在籍状況

(平成22年3月末現在)

	役員 ^{注2}			職員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総数	1人	4人	5人	78人	141人	219人
うち国家公務員再就職者	0人	2人	2人	0人	2人	2人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち非人件費ポスト	0人	1人	1人	0人	141人	141人
うち国家公務員再就職者	0人	1人	1人	0人	2人	2人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう。(任期付職員の再雇用を除く。)

注2 役員には、役員待遇相当の者(参与、参事等の肩書きで年間報酬額1,000万円以上の者)を含む。

注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの(いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費)

<p>④国家公務員再就職者のポストの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再就職者4名の役職員のポストは、「監事」が1名、「参与」が1名、「嘱託」が2名である。 ○ 「監事」以外の再就職者のポストについては、平成22年3月末で全て廃止した。 ○ 「監事」の公募制導入について、任命権者である国へ要請済み。
---------------------------	---

<p>⑤独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直し</p>	<p>○ 現在、当該ポストは設けておらず、将来も設ける予定はない。</p>
-----------------------------------	---------------------------------------

独立行政法人医薬基盤研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の勤勉手当の額は、役員給与規程第8条第2項において、「厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。」旨規定している。

平成21年度においては、当該評価委員会の業務実績の評価結果及び役員の業績を踏まえ、増額または減額を行わずに支給した。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国に準じた給与体系をとっており、国の給与法改正を踏まえ、基本給月額6.98%引き下げ、賞与を0.25月分引き下げを行った。
理事(非常勤)	国に準じた給与体系をとっており、国の給与法改正を踏まえ、非常勤役員手当について、6.88%の引き下げを行った。
監事(非常勤)	国に準じた給与体系をとっており、国の給与法改正を踏まえ、非常勤役員手当について、6.38%の引き下げを行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,937	千円 11,843	千円 4,774	千円 1,184(地域手当) 136(通勤手当)			
A理事 (非常勤)	千円 1,512	千円 1,512	千円 0	千円 ()		7月23日	◇
B理事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 ()	7月24日		◇
A監事 (非常勤)	千円 1,690	千円 1,690	千円 0	千円 ()			*
B監事 (非常勤)	千円 1,236	千円 1,236	千円 0	千円 ()			

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄。

注2:「地域手当」は一般職の職員の給与に関する法律に準じて、当研究所の所在地の支給割合に応じて算出。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事A (非常勤)	千円	年 月			該当なし	
理事B (非常勤)	千円	年 月			該当なし	
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、定型的業務について合理化を図るなどし、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律に準拠するとともに、人事院勧告の際には国と同様の改定を行い給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の意欲向上や効率化を図るため、勤務成績等を給与にも反映させる人事評価制度を平成20年度から実施し、評価結果については、21年度賞与から反映させた。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	査定期間中の勤務成績に応じて支給した。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

国に準じた給与体系をとっており、国の給与法改正を踏まえ、俸給表を平均0.2%引き下げ、賞与については一般の職員において0.35月分引き下げを行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	43	44.2	7,642	5,789	129	1,853
事務・技術	13	41.2	6,920	5,199	157	1,721
研究職種	25	47.0	8,614	6,540	128	2,074
技能・労務職種	5	37.5	4,661	3,572	58	1,089
任期付職員	13	42.7	8,414	6,541	117	1,873
研究職種	13	42.7	8,414	6,541	117	1,873
再任用職員	1	—	—	—	—	—
研究職種	1	—	—	—	—	—
非常勤職員	60	39.5	4,465	4,465	126	0
事務・技術	10	38.8	2,786	2,786	66	0
研究職種	27	34.6	4,559	4,559	87	0
研究補助	17	38.9	3,627	3,627	194	0
嘱託職種	6	64.5	9,215	9,215	210	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の医療職種及び教育職種、在外職員、任期付職員の事務・技術、医療職種及び教育職種、再任用職員、非常勤職員の医療職種及び教育職種については該当者がいないため省略した。

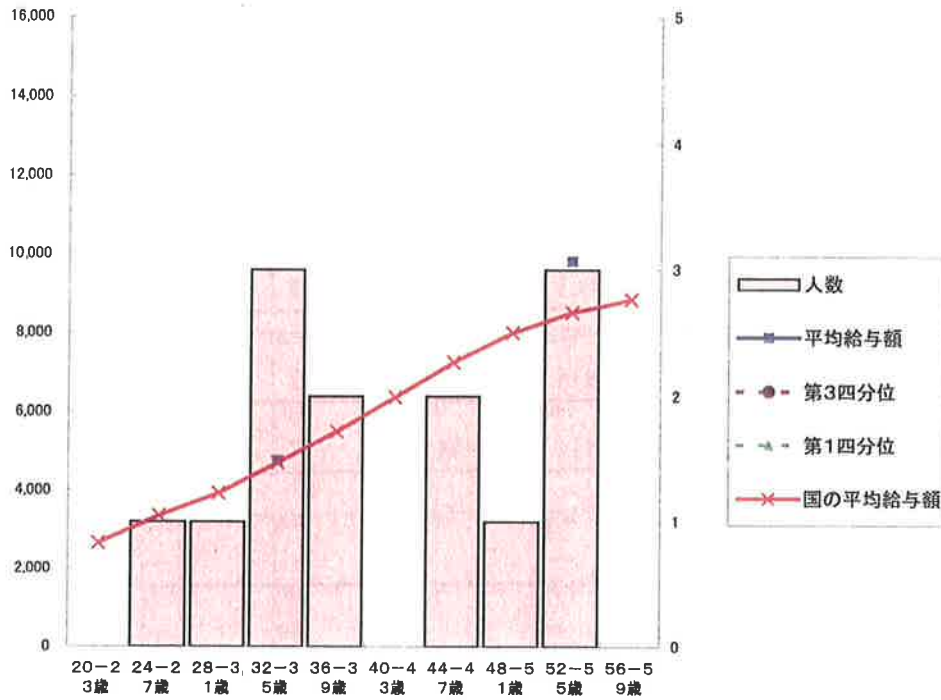
注3:再任用職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

注4:「技能・労務職種」とは、薬用植物の栽培等に関する専門的業務を行う職種を示す。

注5:「研究補助」とは、研究の補助的業務を行う職種を示す。

注6:「嘱託職員」とは、特殊な経験、技能を有し、所定の暫定期間において専門的業務に従事する職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



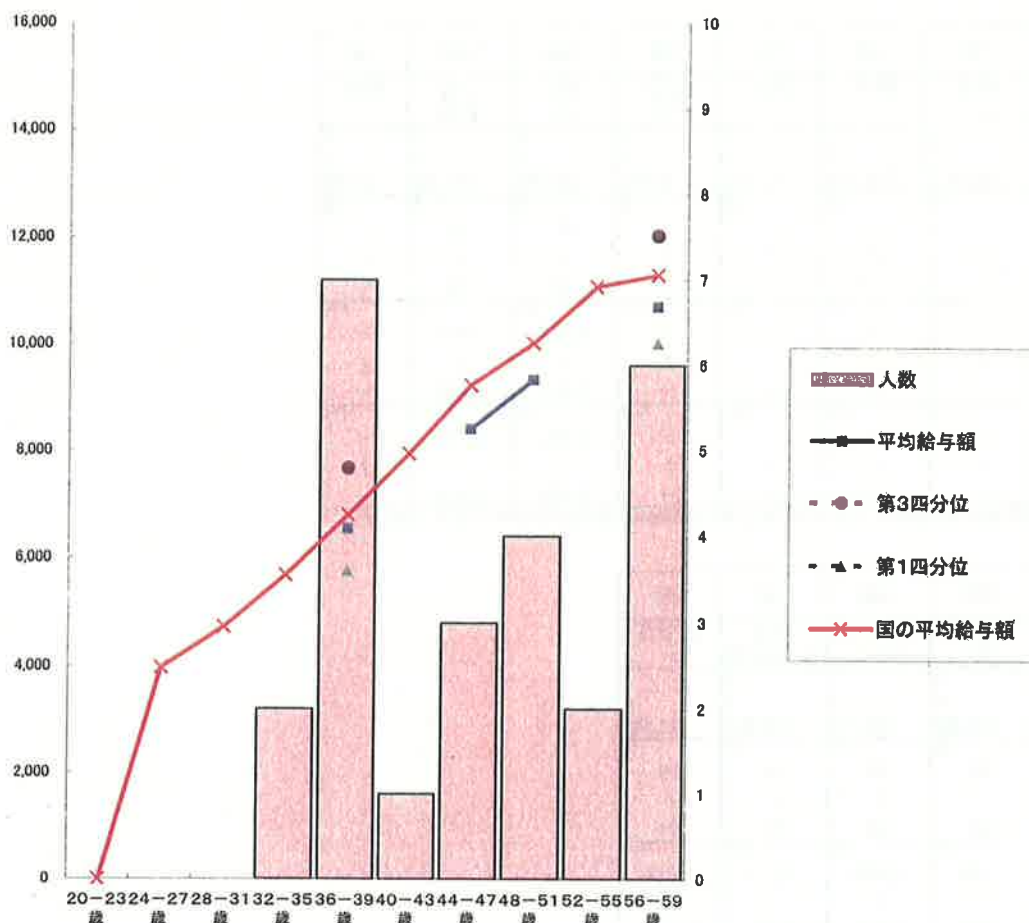
注:①の平均給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑥まで同じ。
 年齢32-35歳及び52-55歳以外の該当者はいずれも2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与については表示しない。
 すべての年齢層において4人以下のため第1・第3分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部部長	2	—	—	—	—	—	—
本部課長	3	52.2	—	—	9,426	—	—
本部係長	6	35.5	4,303	—	5,086	5,442	—
本部係員	2	—	—	—	—	—	—

注1: 人員が4人以下のため、四分位の値が求められない箇所があり、一部第1四分位及び第3四分位を記載していない。

注2: 部長及び係員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。



注: 年齢32-35歳及び40-43歳及び年齢52-55歳の該当者はいずれも2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与については表示しない。
 年齢36-39歳及び56-59歳以外の該当者は4人以下のため第1・第3分位折れ線を表示しない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究部長	2	—	—	—	—	—
研究課長	4	52.5	—	10,601	—	—
主任研究員	13	49.0	7,860	8,650	9,157	—
研究員	6	37.2	5,562	5,696	5,827	—

注1: 人員が4人以下のため、四分位の値が求められない箇所があり、一部第1四分位及び第3四分位を記載していない。

注2: 研究部長については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	課長	課長	課長補佐 専門員 係長	専門員 係長 主査	主査 係員	係員
人員 (割合)	13	2 (15.4%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)	3 (23.1%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)
年齢(最高～最低)		— }	— }	— }	— }	37 }	35 }	— }
所定内給与年額(最高～最低)		— }	— }	— }	— }	4,012 }	3,617 }	— }
年間給与額(最高～最低)		— }	— }	— }	— }	5,442 }	4,735 }	— }

注:7級、6級、5級、4級及び1級の該当者がいずれも2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		研究所長 センター長 部長	プロジェクトリーダー 研究リーダー	室長 主任研究員	研究員
人員 (割合)	25	6 (24.0%)	9 (36.0%)	4 (16.0%)	6 (24.0%)
年齢(最高～最低)		59 }	56 }	56 }	39 }
所定内給与年額(最高～最低)		9,751 }	7,689 }	6,134 }	4,378 }
年間給与額(最高～最低)		12,390 }	10,031 }	8,080 }	5,882 }

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.5%	63.6%	62.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.5%	36.4%	37.4%
	最高～最低	43.0～34.7%	45.7～30.1%	44.4～32.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3%	66.5%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7%	33.5%	34.5%
	最高～最低	35.9～34.2%	36.7～31.2%	36.3～33.4%

(研究職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.8%	63.8%	62.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.2%	36.2%	37.2%
	最高～最低	43.6～34.8%	42.8～30.2%	43.2～32.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	67.7%	66.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.3%	32.3%	33.7%
	最高～最低	35.9～34.1%	36.7～29.9%	36.3～32.0%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

109.0

対他法人(事務・技術職員)

101.9

(研究職員)

对国家公務員(研究職)

94.4

対他法人(研究職員)

93.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容									
<p>指数の状況</p>	<p>対国家公務員 109.0</p> <table border="1" data-bbox="539 264 879 338"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案</td> <td>111.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>106.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>110.5</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	111.4		学歴勘案	106.4		地域・学歴勘案	110.5
参考	地域勘案	111.4								
	学歴勘案	106.4								
	地域・学歴勘案	110.5								
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>当研究所の調査対象者数は13人と少数であり、かつ、13人の対象者の中で6級以上の管理職が4人いるところであるが、係員については2人しかいないなど、その年々の人事異動による対象者の変化により、管理職が少なく、一般職員が多いような一般的な職員構成にならず、対象者が少数の法人においては年度毎の指数の変動が大きくなるものと考えている。</p> <p>当研究所の事務職員のほとんどが国からの出向職員であり、給与水準も国に準じた体系をとっていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わらない。にもかかわらず、給与水準が異なる数値となっている要因としては、</p> <p>①組織的要因 出向者のほとんどが、国(特別区)からの出向者であり、異動保障として所在地の地域手当より高い異動保障を受けている者の割合が61.5%(13人中8人)となっており、地域指数が高い要因となっている。</p> <p>②職員構成の相違 当所職員の国家公務員行政職俸給表(一)6級相当以上の管理職の割合30.8%(13人中4人)が国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の6級以上の占める割合(14.3%)、「国家公務員給与の概要(平成22年4月)」よりよりも高いこと等が給与水準が高い要因となっている。</p> <p>また、職員の大卒者の割合53.8%(13人中7人)が国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の大卒者の占める割合(50.0%)、「国家公務員給与の概要(平成22年4月)」よりよりも高いこと等が給与水準が高い要因となっている。</p>									
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 94.38% (国からの財政支出額 12,214,049千円、支出予算の総額 12,941,499千円;平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 平成21年度決算における、支出額13,003,147千円のうち、8,216,822千円は、当研究所以外の大学等に競争的資金等として支出するものである。残りの4,786,325千円のうち、3,196,310千円は当研究所の研究事業費であり、1,590,015千円は一般管理費である。そのうち619,466千円が給与、俸給等支給総額(支出総額に占める割合:4.8%)であるため、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額30,613,273,303円(平成20年度決算)</p> <p>【検証結果】 この繰越欠損金は旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた出資事業により生じたものであり、同機構から事業を引き継いだ医薬品医療機器総合機構を経て承継したものである。出資事業は、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と民間企業との共同出資により設立された研究開発法人が、医薬品、医療機器に係る研究開発を実施したものであり、研究開発に必要な費用を出資金により賄うため、研究開発の進行に伴い、出資金と欠損金の双方が増加する構造となっていたものである。また、実用化研究支援事業は、国の財政投融資特別会計より政府出資金を受入れ、その出資金を委託費として支出しているものであり、出資金を費用として支出すると欠損金が増加する構造となっている。このように、繰越欠損金は会計処理上発生しているものであり、給与支出とは無関係であり、繰越欠損金を増因させる要因とはなっていない。</p>									
<p>講ずる措置</p>	<p>当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた俸給表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。</p> <p>また、当研究所の給与水準は国家公務員との比較において適切なものと考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置し、平成22年度には年齢勘案を102.4、年齢・地域・学歴勘案については103.2を目標とし引き続き改善を図ることとする。</p> <p>当研究所事務部門においては、3部8課の最小限の組織体制とし、管理職ポストについては11ポストあるが、業務の効率化を図り1ポストを併任で対応するなど管理職のスリム化を図ったところである。今後、さらなる併任をかけるなどを行った場合に適正に業務を遂行できるかも含め、管理職ポストの在り方について検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお管理職割合が高いようにみえるのは、人件費の効率化を図るために定型的業務については非常勤職員・派遣職員などの活用を進め、管理職以外の正規職員の削減に努めていることがその要因である(29人中10人→27人中10人)。</p> <p>※支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合:4.8% 管理職割合:30.8% 大卒以上の高学歴者の割合:53.8%</p>									

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成17年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	619,466	659,066	△ 39,600	(△6.0)	△ 34,033	(△5.2)
退職手当支給額 (B)	20,993	113,083	△ 92,090	(△81.4)	20,993	(-)
非常勤役職員等給与 (C)	518,408	461,061	57,347	(12.4)	306,655	(144.8)
福利厚生費 (D)	154,941	155,015	△ 74	(△0.0)	27,724	(21.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,313,808	1,388,225	△ 74,417	(△5.4)	321,339	(32.4)

総人件費について参考となる事項

- ① 中期目標において、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと、併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。
- ② 中期計画において、人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に5%以上の削減を行う。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間において平成17年度と比べて4%以上の削減を行うものとする。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。
- ③ 当研究所は、平成17年度に新たに設立された法人であり、国立試験研究機関から研究員を引き継ぐだけでなく、17年3月に中期目標で示された目標を達成するため、設立後に新たなプロジェクトを順次立ち上げ、研究員の新規採用を進めるものとされていた。
- このため、平成17年4月には、国立医薬品食品衛生研究所等からの移行職員を中心とした79人でスタートし、設立後に製薬企業等関係者からの意見を踏まえながら研究テーマの設定を行った上で、公募の実施、外部専門家を含めた公正な選考等を行い、17年度内に2つのプロジェクトを新たに立ち上げ、それに伴って年度の途中で研究員を採用した。しかし、17年度においてすべてのプロジェクトの立ち上げを完了したわけではないため、平成17年度末の人員は84人とどまり、中期目標における計画数(95人)には達しなかった。
- その後も、引き続き、中期目標に示された研究体制の整備を進めるため、18年度に1プロジェクト、19年度に1プロジェクトを新たに立ち上げ、そのために新たな研究員を採用しているが、常勤職員の中途採用や欠員の補充にあたっては若年者の採用をすすめるとともに、非常勤職員の活用を行って常勤職員数及び人件費の抑制に努めており、平成21年度実績においては「給与、報酬等支給総額」については対前年度比6.0%削減し、「最広義人件費」については対前年度比5.4%の削減が図れたところ。
- また、総人件費改革の削減対象となる人件費については、平成21年度においては基準年度から10.5%削減と着実に進展しているところである。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	641,885	654,611	639,876	614,216	574,724
人件費削減率 (%)		2.0	△0.3	△4.3	△10.5
人件費削減率(補正值) (%)		2.0	△1.0	△5.0	△8.8

注1: 「人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

注2: 競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略的重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者いう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3: 注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)653,499千円、平成18年度685,489千円及び平成19年度673,992千円であった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

(項目4)

事業費の冗費の点検
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額 (単位：千円)
① 広報、パンフレット、イベント等の点検	・ 研究所の一般公開業務に係る仕様書の見直しを行い、経費を削減した。	2,840 千円 *実績額比較
② IT調達の点検	・ 現有システムの調達については、システムに関する仕様書の記載及びコスト面やSEの person 費の積算単価の水準等については適正に実施・運用しており、見直す点は特にない。	770 千円 *実績額比較
③ 法人所有車数の台数削減、車種の変更	・ 大阪本所において、公用車を売却した。	53 千円
④ 庁舎の移転及び賃借料の引下げ	・ 大阪本所が賃借している土地の借料の見直しを行った。 H20年度 48,743千円 H21年度 47,204千円	1,539 千円 *実績額比較
⑤ 電気料金に関する契約の見直し	・ 基本料について見直しを行い、使用料についても節電に努めるよう広報している。	20,302 千円 *実績額比較

⑥複写機等に関する契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度以降、複数年契約が満了したものから、台数及び契約単価について見直しを行う。 	0 千円
⑦備品の継続使用及び消耗品の再利用	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度より、研究機器に関する共同利用機器等運営委員会を立ち上げ、備品の効率的使用がなされるように委員会が調整を行う。 	0 千円
⑧タクシー利用の点検	<ul style="list-style-type: none"> 使用規程による相乗りの励行等、経費削減を図った。 	278 千円 *実績額比較
⑨その他コスト削減について検討したもの	<ul style="list-style-type: none"> 常用の消耗品について、単価契約とした。それに伴い、消耗品払出事務についても、厳格に管理を行い経費削減した。 消耗品の再利用を推進した。 	3,442 千円 *実績額比較

※ 削減効果額とは、各項目について行った見直しを平成21年度当初から実施したと仮定した場合における平成21年度の実績額（推計）が、平成20年度の実績額からどれだけ削減したかを示すものである。

契 約
(委員長通知別添二関係)

<p>①契約監視委員会からの主な指摘事項</p>	<p>監視委員会からは、以下のようなご指摘をいただいております、21年度から実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後契約する際は、妥当な予定価格であるか確認を行うこと。 ・ 経済情勢を見ながら契約金額を見直すこと。 ・ 契約相手や機器が限定されないように仕様書を見直すこと。 ・ 履行実施が容易になるように公告期間や実施までの期間を検討すること。
<p>②契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委員を含めた契約審査委員会を立ち上げるべく準備中である。
<p>③「随意契約見直し計画」の進捗状況 「随意契約等見直し計画」の策定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約見直し計画を平成19年12月に策定し、ほぼ達成しているが、一部、複数年契約により更新されているものがあるため、当該契約満了をもって一般競争入札へ移行する。 ・ 契約全体で企画競争等が占める割合が多くなっているが、企画競争全体の97%が基礎研究推進事業における研究委託に係るものである。
<p>④一者応札・一者応募となった契約の改善方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官公庁等が入居する合同庁舎等へ、入札公告の掲示を依頼する等、今後も広く公告する。 ・ 研究用霊長類の繁殖・育成業務について、調達前の仕様書の意見招請を行った結果、応札者数が2者となった。

<p>⑤契約に係る規程類とその運用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括再委託の禁止措置に関して、平成22年度に契約書記載条項に定めた。 ・ 企画競争等を行う際の履行状況について、十分な日程を確保した計画を行い、適切に実施している。選定基準の事前公開については、23年度以降の実施に向けて準備し、選定委員における外部有識者割合の基準の設定については、平成22年度中に整備する。
<p>⑥再委託している契約の内容と再委託割合（再委託割合が50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する再委託は行われていない。
<p>⑦公益法人等との契約の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者入札となった一般競争入札案件 「医科学研究用霊長類繁殖育成等委託業務」 （社）予防衛生協会 ・ 企画競争により締結した基礎研究推進事業等の随意契約 国立大学法人等 156件 （（財）ヒューマンサイエンス振興財団とは調達に関する契約は該当無し）
<p>⑧「調達の適正化について」（厚生労働大臣依頼）と異なる契約方式で契約していたものの改善方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該通知と異なる契約方式については該当無し

(項目5の2)

I 平成21年度の実績【全体】		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	115件 (31.3%)	13億円 (12.0%)
	うち一者入札	54件 【 47.0%】	8億円 【 61.5%】
	総合評価落札方式	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者入札	0件 【 0%】	0億円 【 0%】
	指名競争入札	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者入札	0件 【 0%】	0億円 【 0%】
	企画競争等	237件 (64.4%)	93億円 (86.1%)
	うち一者応募	1件 【 0.4%】	0億円 【 0%】
競争性のない随意契約		16件 (4.3%)	2億円 (1.9%)
合 計		368件 (100%)	108億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 % 】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

II 平成21年度の実績【公益法人】			
	件数	金額	
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	1件 (0.6%)	2億円 (3.8%)
	うち一者入札	1件 【100%】	2億円 【100%】
	総合評価落札方式	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者入札	0件 【0%】	0億円 【0%】
	指名競争入札	0件 (0%)	0億円 (0%)
	うち一者入札	0件 【0%】	0億円 【0%】
	企画競争等	158件 (99.4%)	50億円 (96.2%)
	うち一者応募	1件 【0.6%】	0億円 【0%】
競争性のない随意契約	0件 (0%)	0億円 (0%)	
合計	159件 (100%)	52億円 (100%)	

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 随意契約見直し計画の進捗状況

		随意契約見直し計画による 見直し後の姿		平成 21 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとり やめたもの		16 件 (5.3%)	0.6 億円 (0.5%)	16 件 (5.3%)	0.6 億円 (0.5%)
競争性のある 契約	競争入札等	12 件 (4.0%)	0.6 億円 (0.5%)	12 件 (4.0%)	0.6 億円 (11.7%)
	企画競争等	185 件 (61.7%)	95.0 億円 (82.8%)	185 件 (61.7%)	95.0 億円 (82.8%)
競争性のない随 意契約		87 件 (29.0%)	18.5 億円 (16.1%)	87 件 (29.0%)	18.5 億円 (16.1%)
合 計		300 件 (100%)	114.7 億円 (100%)	300 件 (100%)	114.7 億円 (100%)

※ 「随意契約見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 21 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人医薬基盤研究所

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(5%) 16	(1%) 60
一般競争入札等	競争入札			(4%) 12	(1%) 62
	企画競争	(61%) 184	(77%) 8,885	(62%) 185	(83%) 9,501
随意契約		(39%) 116	(23%) 2,591	(29%) 87	(16%) 1,853
合 計		(100%) 300	(100%) 11,476	(100%) 300	(100%) 11,476

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(25%)	(24%)
				2	6
一般競争入札等	競争入札	/		(0%)	(0%)
				0	0
	企画競争	(37%)	(20%)	(50%)	(51%)
		3	85	4	317
随意契約		(63%)	(80%)	(25%)	(25%)
		5	344	2	106
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		8	429	8	429

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(5%)	(1%)
				14	54
一般競争入札等	競争入札	/		(4%)	(1%)
				12	62
	企画競争	(62%)	(80%)	(62%)	(83%)
		181	8,800	181	9,184
随意契約		(38%)	(20%)	(29%)	(16%)
		111	2,247	85	1,747
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		292	11,047	292	11,047

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 平成19年度の総合評価落札方式による競争入札の実績を踏まえ、契約内容に応じ総合評価落札方式に移行すべき契約の検討及び実施体制を整える。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。

(2) 複数年度契約の拡大

- ① 平成18年度契約において複数年度契約を締結しているところであるが、他の契約内容においても複数年度契約に移行することが出来る案件について検討を行う。

(3) 入札手続きの効率化

- ① 一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、公告の方法等について検討を行う。

「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

平成21年5月22日
独立行政法人医薬基盤研究所

当所では、随意契約見直し計画に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行することとしている。また、移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすることとしている。

しかしながら、一般競争入札や企画競争に移行したものの1者応札・1者応募となっている事例が散見され、競争性が十分に確保されていない現状となっている。

このことから、当所では、競争性の一層の確保のために下記の改善方策を定めて取り組むこととする。

記

1. 公示に関する事項

- ・公示は、公示情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・公示は、全てホームページに掲載することとする。さらに、参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ・公示は、可能な限り土日祝日を除いて10日間以上を確保する。

2. 資格要件に関する事項

- ・資格要件は、官公庁等の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

3. 仕様等に関する事項

- ・仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしてしない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- ・発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

4. 参加者への配慮に関する事項

- ・契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。
- ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する。

内 部 統 制

①統制環境

本研究所のミッションは、医薬品等技術に関し、医薬品等及び薬用植物その他の生物資源の開発に資することになる共通的な研究や民間等において行われる研究及び開発の新興等の業務を行い、医薬品等技術の向上のための基盤整備を図り、もって国民保健の向上に資することである。

これらの目的を達成するための事業の遂行に当たっては、本研究所の組織を業務に柔軟に対応させ、産官学協力を積極的に推進し、その業績の外部評価を活用することによって効果的かつ効率的に行うことが期待されているところである。(第1期中期目標)。

これを踏まえ、理事長の誠実かつ熱意に基づくリーダーシップの下、幹部会、将来構想検討会等での検討を行い、新たな研究プロジェクトの設置など機動的かつ効果的な事業展開を図るとともに、運営評議会、外部評価委員会など外部有識者も含めた業務管理体制の整備を図り、システムの最適化による効率的な業務運営を行っている。

統制環境に対する具体的な取組としては、

ア. 理事長、理事、監事、各部長・センター長等で構成する「幹部会」を毎月1回開催し、業務の状況把握や重要事項に対する対処方針を決定し、迅速な業務運営を実施している。また、理事長や理事、各部長等で構成する「将来構想検討委員会」を開催し(平成21年度4回)、次期中期計画に向けた業務及び組織のあり方等について議論を行った。

イ. 理事長及び研究部の各リーダー等から構成する「リーダー連絡会」を開催し(平成21年度7回)、研究所の運営や研究環境等について、理事長自ら指導・助言を行い、意見交換等のコミュニケーションを促進し、業務運営に反映させた。

ウ. 理事長と若手を含めた職員の親睦会等を通じて、理事長の人柄・理念が職員へ伝わり、組織全体の一体感の醸成が図られている。

	<p>エ. コンプライアンス委員会において内部統制にかかる検討を行い、今後とも内部統制が重要であることを確認するとともに、職員の内部統制の向上に向けた取組の理解を深めるため、監査法人から講師を招きコンプライアンスについての研修会を実施し、コンプライアンスと柔軟な組織運営の重要性を啓発した。</p>
<p>②リスクの識別・評価・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人全体のリスクや業務プロセスに係るリスクの識別や評価すべき範囲等について検討を行った。 ○ コンプライアンスに関する相談・通報窓口を設置し、コンプライアンス委員会へ報告する仕組みを構築した。 ○ 基盤的研究及び生物資源研究については、内部評価委員会及び外部評価委員会において評価を行うことにより、その進捗を管理している。 また、基礎研究推進事業等については、外部有識者で構成する「基礎的研究評価委員会」の開催や、関係団体との打合せ、社会ニーズアンケートの実施等により、研究テーマの設定や、評価等を適切に行えるようにしている。 更に、これらの事項を含む、法人の運営全体について、厚生労働省の独立行政法人評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の評価を受けて、研究の進捗状況や事業の運営状況、法人運営状況等について、適切なチェックを受けている。
<p>③統制活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課・室長、研究プロジェクトリーダーが、法令及び業務関係方法書等の各種規程の遵守を推進している。
<p>④情報と伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所内共用LANシステムを活用し、必要な情報を掲載し、情報の共有を図るとともに、ホームページにスーパー特区や薬事規制、研究論文リスト、特許一覧等を掲載し、また、閲覧者の利便性の観点から必要な改修を実施するなど、情報公開を推進している。 ○ 所内ホームページにおいて一般国民からの意見等を受け付け、業務改善等の検討を行っている。

⑤モニタリング

- 内部統制のあり方等を検討するため、監査法人の協力を得て、コンプライアンス委員会を設置し、監事及び会計監査人と連携を図り、コンプライアンス体制の確立に向けた検討を行っている。
- 業務運営全般に関して、内部監査計画を策定し、毎年1回内部監査を実施している。平成21年度は、事業活動に関わる法令等の遵守を促進するため、①放射線安全業務、②組換えDNA業務の各プロセスについて監査を実施した。
- 監事による定期監査において、平成20年度業務実績に対する「研究事業の具体的成果」、「研究所業務及び成果等の対外的発表の状況」、「霊長類医科学研究センター事業の組織運営・管理」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び情報開示の状況」について監査を実施し、業務遂行の適法性、効率性等について確認するとともに、監査報告をホームページへ公表した。
- 会計監査人による期中監査及び期末監査において、有価証券、固定資産等の現物監査及び財務諸表項目の検証等について監査を実施し、財務報告の信頼について確認した。
- 監事、監査法人、コンプライアンス委員会及び内部監査チーム関係による連携を図り、今後の体制強化に向けた検討を行った。
- 内部統制上の問題点については、独法評価委員会等の指摘や評価について理事長が把握し、業務運営の改善を図るとともに、監事監査においても、理事長のマネジメントの状況も踏まえて実施し、監査結果について、理事長等の役員へ報告を行っている。

<p>⑥ ICTへの対応</p>	<p>○ 所内共用LANシステムを活用して情報を共有するとともに、利用に当たって、利用者の所属部署によりアクセス情報の制限、アクセス履歴による不正アクセスの監視の強化及び情報サーバの定期的なバックアップを実施するほか、高度なセキュリティを必要とするRI区域及びES細胞室については入退出者を限定するなど、情報等のセキュリティの確保を実施している。</p> <p>ICT: Information and Communications Technology (情報通信技術) の略。ITと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。</p>
<p>⑦内部統制の確立による成果・課題</p>	<p>○ モニタリングの実施等を通じて、職員の共有意識や業務遂行プロセスの改善を恒常的に考える意識が醸成され、統制環境の構築が進んでいる。</p> <p>○ 外部の方に評価していただき、それを理事長のリーダーシップの下に反映させるシステムはできている。重複したり、相反することもある外部の評価にどのように効率的に対応するかが今後の課題である。</p>

(項目7)

事務・事業の見直し等
(委員長通知別添三関係)

<p>①業務改善の取組状況</p>	<p>○ホームページに、広く国民の意見等を受け付ける窓口を設置し、寄せられた意見等について検討を行った。</p> <p>○職員及び外来者から業務の改善や経費削減等のアイデアを聴取するため、所内に「業務改善目安箱」を設置した。</p> <p>○研究成果等の業務実績等を積極的に広報するとともに、地域住民等に対象とした研究所の一般公開を行うなど、法人運営について国民の理解を深める取組を実施した。</p>
<p>②事務・事業の見直し</p> <p>②-2 業務委託等を行うことの必要性の検証</p>	<p>○業務経費に生じる不要な支出の削減を図り、無駄の削減及び業務の効率化の取組を行うため、「支出点検プロジェクトチーム」を発足させ、大阪本所における公用車の廃止、新聞紙や雑誌の購入削減等の経費削減を実施した。</p> <p>○業務委託は該当無し</p>
<p>③公益法人等との関係の透明性確保 (契約行為については、項目5「契約」に記載)</p>	<p>○承継事業(出資)については、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(平成16年度に(独)医薬品医療機器総合機構へ承継)において実施していた出資事業を医薬基盤研究所が承継したものである。医薬基盤研究所においては出資をした実績はなく、成果管理会社となっている出資各社の管理業務(清算を含む)を実施している。(平成21年度末時点で2社)</p> <p>○承継事業については、実施している全事業が終了した場合(平成30年度以降で全成果管理会社が解散した年度、もしくは平成35年度末)には、医薬基盤研究所法附則第13条の規定により、承</p>

	<p>継勘定は廃止され、承継勘定に対する債務を弁済してなお残余財産がある場合には、その残余財産について国庫に納付することとなる。</p> <p>○独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において承継事業は「多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許権の売却その他の所要の措置を講じる。」とされているところであり、将来見込むことの出来る収益が支出を下回ると判断された会社については速やかに清算することとしており、残っている2社については、事業報告書、事業計画書の提出及び基盤研事務局による実地調査と外部有識者による面接評価を実施し、他の出資者とも協議のうえ、2社とも将来、管理コストを上回る収益を上げる可能性があるため、存続の方針としている。</p> <p>○承継事業に関連して保有している投資その他の資産（約48億円）は、長期財政融資資金預託金1,200百万円、投資有価証券3,562百万円、長期性預金25百万円である。当該資産にかかる運用収益は、受取利息17百万円、有価証券利息57百万円である。また、運用収益により支出した経費は、融資事業費1百万円、人件費28百万円、一般管理費9百万円である。（数字はいずれも平成21年度決算ベース）</p> <p>○（財）ヒューマンサイエンス振興財団との共同事業である培養細胞の分譲事業について、平成21年度から、同財団から徴収する技術支援料を定額制から売上額に見合った対価を徴収する枠組みに変更した。</p> <p>今後、分譲事業については、医薬基盤研究所自ら実施する形態とすることとしている。</p>
<p>④監事監査 ・内部監査 の実施状況</p>	<p>監事監査</p> <p>1. 平成20年度業務実績</p> <p>①研究事業の具体的成果、②研究所業務及び成果等の対外的発表の状況、③霊長類医科学研究センター事業の組織運営・管理、④随意契約の適正化</p>

		<p>を含めた入札・契約状況及び情報開示の状況を重点事項として監査を実施した。</p> <p>2. 平成21年度業務実績等</p> <p>①第1期中期計画5年間の事業の成果、②組織のあり方の現状と課題、③外部機関との連携、④外部広報・情報提供のあり方を重点事項として監査を実施した。</p>
	<p>内部監査</p>	<p>事業活動に関わる法令等の遵守を促進するため、①放射線安全業務、②組換えDNA業務の各業務プロセスについて監査を実施し、関係法令等や諸規程の遵守状況等を確認した。</p>

平成 20 年度事業にかかる監事監査結果報告書

平成 21 年 6 月 26 日

独立行政法人 医薬基盤研究所

監事 大田 晋

監事 小南悟郎

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所の平成 20 年度にかかる業務および会計の実施状況について、次のとおり定期監査を実施したので、その結果を報告する。

監査実施の概要

1 監査の対象とした期間

平成 20 事業年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）

2 監査対象事業

当研究所で実施されている全部門の全事業（業務および会計経理）

3 監査の方法

各部作成の説明資料に基づく説明を受け、それに対する質疑応答と意見交換。

4 今回の監査の重点事項

事業開始以来 4 年目に当り、研究所事業の平成 20 年度の業務の実施状況を詳しく点検するとともに、これまでの業務の流れと進捗状況も併せて聴取し、また、次年度が第 1 次中期計画の最終年次（5 年目）に当たることから、参考までに次年度の業務取組み予定についても説明を聞いた。なお、監査を進めるにあたっては、業務遂行の適法性はもちろんのこと適正さ、効率性についても着目した。

今年度監査実施の重点は次のとおり。

- 1) 研究事業の具体的成果。（研究成果、外部資金の獲得、共同研究、研究助成等）
- 2) 研究所業務および成果等の対外的発表（広報活動）の状況。
- 3) 霊長類医科学研究センター事業の組織運営・管理。
- 4) 随意契約の適正化を含めた入札・契約状況および情報開示の状況等。

監査結果

第 1 業務全体について

- 1 平成 20 年度は、初代理事長（山西弘一）の任期（4 年間）最終年であった。これまでの 4 年間は、研究所の開所、諸規定の整備、研究者の募集、世の中への情報発信など研究所の立上げから本来業務である研究事業の推進まで多岐にわたる多忙な時期であった。限られた時間と人的資源のなかで、今日まで本研究所活動を発展させてこられたことは、理事長をはじめとする役職員の努力と多くの関係機関・者の理解・協力によりはじめて可能となったものである。そうした人々のこれまでの尽力を評価したい。
- 2 本研究所の研究活動の中心は、あくまでも医薬品開発を視野に入れた「橋渡し研究」、「創薬の研究」であり、また、事業展開にあたって、内部研究を推進することはもちろんのこと外部機関・研究者と密接に連携・協力して事業を進めることに特徴がある。この基本的観点から、これまでも共同研究や委託研究が実施されてきたが、本研究所が独立行政法人であることを再認識し、今後さらに製薬企業、研究機関など外部組織との連携・協力が強化されることが望ましい。
- 3 研究所活動も 4 年が過ぎたことから、その成果が見える形で現れるものも出てきている。研究成果の公表は、学会発表や専門誌への論文発表だけでなく、国民にも理解され、関心が持たれるものでなくてはならない。この観点から、昨年の iPS 細胞の研究開発に当研究所が大きく寄与していたことが広く取り上げられたように、研究成果の公表は、タイミングをはずすことなく、国民一般を対象にマスコミ等を使って行うことも大切である。今後、広報担当部署の整備により、広報活動が一層充実強化されることが望まれる。
- 4 当研究所の執行役員は、発足以来、常勤の理事長のほか非常勤の理事一人のみというきわめて異常な体制である。今後の行政改革の流れの中で他研究機関との統合を図る場合、役員の数および質は、事業規模と内容に適確に対応したものでなくてはならない。そのための組織・人員の整備・充実が強く望まれる。
- 5 研究にはさまざまな機器が使用されるが、それらの有効で効率的な利用のためには研究関連機器の全体を把握し、無駄な購入や重複購入あるいは無断廃棄などのないよう組織的対応が望まれる。
- 6 研究にはさまざまな試薬等の化学物質が使用され、中には法的にその管理責任が規定されているものもある。本研究所における化学物質の使用状況および管理システムの再点検を行い、その結果に基づき適切な対応をされたい。

第2 業務各分野に関する意見

- 1 総務部は、給与支給、出張業務、研究資金の出納など各部にかかわる業務を担当しており、その業務処理は以前に比べ迅速になってきている。

しかし、総務部と企画調整部の業務分担が不明確なことも多く、その見直しと明確化が求められる。また、筑波霊長類医科学研究センターなど本庁以外に所在する研究部門の予算に関する事務分担および処理責任のあり方の再検討が必要である。一方、総務部においては、各部あるいは各事業の消費電力量など業務遂行コストを点検するうえで必要不可欠な基礎的データの整理ができておらず、今後、より効率的かつ適正な研究所運営のあり方を検討するために、基礎データの把握、整理、分析を行うことが求められる。

なお、随意契約については、年々契約額が減少してきており、適正化が進んでいる。
- 2 企画調整部は、開所当初から諸規定の整備をはじめ当研究所の基盤を固めるうえで重要な役割を果たしてきた。当部の業務は企画と調整の二本立てであるが、現実には調整業務の対応に多くの労力を費やしている。今後は、企画・戦略部門に一層の重点を置くべきであり、そのための組織人員の充実を図るとともに、当部の名称変更も検討されるべきである。
- 3 基盤的研究部のプロジェクトの中には創薬につながる可能性のある成果も出てきている。これら研究については特許の申請など実用化への対応も並行して行っていく必要がある。

一方、これまでに期待された成果がまだ見られないものもある。これまでの4年という事業実施期間をみたとき、当初期待された成果が見えてこないものについては、次の中期計画の検討の中で、時代の要請にあったより研究成果が見込まれるプロジェクトへの転換などを図るべきである。
- 4 生物資源部にあつては、細胞バンク事業の展開におけるHS（ヒューマンサイエンス）財団との業務提携のあり方のなかで、とくに細胞提供に係る技術支援料については、本研究所が行う技術支援関連業務量および売上高に対応した額に引き上げることを検討すべきである。
- 5 NMRの利用は研究所内部および外部の利用が進められてきているが、より効率的かつ有効な利用を推進する観点から、NMR 運転コストの点検、利用料の水準の妥当性の検証、利用状況の把握、製薬企業等の利用意向調査などを実施すべきである。
- 6 研究振興部は、現在、基礎的研究推進事業の評価指数として、論文発表数、特許出願数を用いている。しかし、近い将来に実用化を目指した基礎的研究を支援する本事業の趣旨を考えたとき、より適切な評価指標の検討も行われるべきであろう。

- 7 薬用植物資源研究センター和歌山研究部は、今のままではこれ以上の役割は期待できない。今後、閉鎖も視野に入れた適切な対応のあり方を検討すべきであるが、その場合、最近の中国等の生産国における輸出制限、薬用植物栽培の日本国内回帰の動きなど新しい環境の変化も勘案しながら検討されるべきである。
- 8 筑波霊長類医科学研究センターは、世界でも稀にみる高品質サルを有する研究施設である。しかしながら、飼育棟の冷暖房費などにより以前から構造的運営費が不足する状況にあり、現在のままでは今後の事業遂行は難しくなるものと考えられる。このため、飼育サルの無料提供の見直し、飼育コストに見合った利用料の引上げ、施設使用料の見直しなど、自己財源の確保に徹底的に取り組むことが求められる。

第3 会計監査

- 1 平成20年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書並びに連結財務諸表については、関係法令、業務方法書その他の諸規程に従って処理され、研究所の財務状態及び運営状況を正しく示していると認められる。
また、平成20年度決算報告書は、関係法令に従い、適正に処理されていると認められる。
- 2 平成20年度事業報告書は、関係法令に従い、当研究所の会計処理の状況、業務の執行状況を正しく示していると認められる。
- 3 会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法および結果は、適正かつ妥当と認められる。
- 4 会計監査人からの指摘事項のうち相当部分は改善されたが、なお残された課題については早急に対応されたい。また、課題の中には、本研究所固有の問題とはいえ、国の予算決算の仕組みの問題からくる構造的なものがあり、これについては国（厚生労働省担当部局）に対し十分に説明し、その改善などの適切な対応を求められたい。

— 以上 —

平成 21 年度事業にかかる監事監査結果報告書

平成 22 年 6 月 16 日

独立行政法人 医薬基盤研究所

監事 大田 晋

監事 小南悟郎

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所の平成 21 年度にかかる業務および会計の実施状況について、次のとおり定期監査を実施したので、その結果を報告する。

監査実施の概要

1 監査の対象とした期間

平成 21 事業年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）

2 監査対象事業

当研究所で実施されている全部門の全事業（業務および会計経理）

3 監査の方法

各部から説明資料に基づき説明を受け、それに対し質疑応答及び意見交換を行った。

4 監事監査の考え方

今回の監査対象年度は、第 1 期中期計画（平成 17 年度～21 年度）最後の年度に当たり、これまでの業務全体を振り返りつつ、その進展・実現状況の把握と評価に重点を置いた。毎年、本研究所の事業については、内部、外部、厚生労働省、政府（総務省）に置かれた評価委員会などにおいてさまざまな角度から評価がなされてきており、それらの評価結果は貴重な指摘として研究所運営や事業遂行に取り込まれてきている。

監事監査は、業務全般にわたる監査であり、常日頃より、監事二人が、研究所で展開される業務を観察し、研究者等職員と意見交換を行い、そこから得られた情報や考え方をベースにしながら、監査時に関係者からのヒヤリングを行い、第三者的な視点に立つて総合的判断をおこなうものである。すなわち、現場の実態を踏まえながら行われるものである。違法状態は定期監査を待つまでもなく直ちに指摘し、是正されるべきであるが、定期監事監査においては違法・合法はもちろん、業務の適正さ、妥当性、合理性、効率性にも目が向けられなければならない。

5 監査の重点事項

- ① 第1期中期計画5年間の事業の成果
- ② 組織あり方の現状と課題
- ③ 外部機関との連携
- ④ 外部広報・情報提供のあり方

監査結果

第1 業務全般について

- 1 平成21年度は、第1期中期計画の最終年度であった。各研究プロジェクトの進展、スーパー特区としての事業採択など、全体的に見て研究所の事業は順調に推移してきている。

年度途中に政権交代があり、「事業仕分け」など新政権によるさまざまな施策が打ち出されてきたが、後半はそれに対応するための資料や書類の作成、厚生労働省等に対する説明に莫大なエネルギーが費やされた。本研究所の所管庁である厚生労働省の担当部局もこうした対応に多大な時間と労力を費やしたと推測されるが、現場である研究所の対応が効率的に行われるよう、省内担当部局の適切なリーダーシップのもと、研究所と担当部局のより密接な連携が求められる。

- 2 当研究所の知名度は、地道な活動と徐々に増えてきた研究成果などにより、発足当初に比べ格段に上がってきた。また、新政権による行政見直し事業などもあり、独立行政法人に対する国民の認知度は高まった。当研究所が専門研究者の集団であることから、外部専門家向けの発表（論文、学会など）が増大していることは大いに評価できるが、同時に、一般マスコミにより多く取り上げられるなど、研究成果について国民に理解しやすい形で情報提供を行っていくことも重要である。この意味から戦略企画部に広報担当者をおくことは適当であり、今後の活動が期待される。

- 3 5年という節目において、これまで行われていない「研究所事業年報」の発刊を検討すべきである。この年報は、専門的な研究論文集でなく、研究所としての1年間の活動記録と分かりやすい研究成果がその内容として適当であろう。

- 4 本研究所の研究活動の中心は、あくまでも医薬品開発を視野に入れた「橋渡し研究」、「創薬基盤研究」であり、その具体的展開は、民間の知恵と力を活用した共同研究や委託研究が中心となる。この5年間、研究者の意識と理解が進み、共同研究が増大し、外部資金の獲得が進んできたが、今後さらに製薬企業、研究機関など外部組織との連携・協力を強化することが望まれる。

- 5 平成 21 年度は、次の第 2 期中期計画を策定することも重要な業務であった。理事長をはじめ関係職員の一致協力により、医薬基盤研究所としてはスケジュールどおり第 2 期中期計画を策定することができた。その策定において、それまでの 4 年余の事業実績を踏まえるとともに、次の時代のニーズを見通して策定されたことは評価できる。とりわけ、国民的重要課題であり、民間ベースでは対応できないと考えられる「難病」関係の研究を研究目標の一つとして位置づけ、これまでおよび今後の研究成果をそこに集中させようとする戦略は、国民的利益、緊急性の観点から適切と考えられる。具体的かつ精力的な研究が期待される。
- 6 これまでの監事監査において指摘してきたものの、第 1 期中期計画期間中にほとんど進展が見られず、今後、早急かつ確実に見直すべき事業として、ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施している細胞分譲等事業がある。当事業については、これまでの経緯があるにせよ、早急に医薬基盤研究所が単独で分譲を実施する体制を整えることが適当である。なお、その場合、ヒューマンサイエンス財団が単独で実施している事業をも当研究所が引き受けるか否かについては、研究所の健全で適切な運営の観点から慎重に検討されなければならない。
- 7 また、研究所の重要な附属機関である霊長類医科学研究センター内において、(財)予防衛生協会が農林水産省の指定を受けて行っている霊長類検疫事業については、早急に、これまでの経緯、業務実態、事業規模を明らかにし、センター本来業務とのかかわりなどからみた問題の所在と対応を検討すべきである。
- 8 薬用植物資源研究センターのうち種子島研究部は、南方系薬用植物の育成・研究を行っている。当研究部は、設立当時のわが国南端部に設置されたものであるが、今日のわが国の領土・地理的状况からみた場合、その事業目的達成のためには、より南方に位置することが望ましい。薬用植物を取り巻く国際環境の変化（外国のわが国への輸出規制など）などを考えるとき、種子島研究部のあるべき将来像を描いておく必要がある。
- 9 医薬品の開発研究は、膨大な時間と資金がかかる事業であり、当研究所の担当分野である基礎研究から製品開発への「橋渡し」分野においても同様である。こうした医薬品研究の特殊性を考慮することなく、一般の工業製品と同様にすぐに研究の成果が出ると考えることは適当でない。当初の目標に向かって進んでいるか、進捗状況は適切か、といった事業遂行管理は重要であるが、一気に結論や成果を求めることは慎まなければならない。しかし、同時に、研究のこれ以上の進展が見られないものなどについては、廃止も含め思い切った見直し求められることは当然である。
- 10 当研究所の執行役員は、発足以来、常勤の理事長のほか非常勤の理事一人のみというきわめて異常な体制である。今後の行政改革の流れの中、他研究機関との統合が言われて

いるが、その場合にあっても、法人の役員の数と質は、単なる合理化削減ではなく、事業規模と内容に適切に対応したものでなくてはならない。

- 11 第1期を終え、当研究所は研究事業をはじめとする業務体制も整い、外部機関との関係も広がり、層の厚いものとなってきている。今後の厳しい国の財政状況とそれに伴う行政改革の動きを見ると、当研究所は常に国民のニーズとの関係において自分の存在理由を確認していくことが求められる。また、当研究所は規模の大きくない組織であり、研究者同士、研究者と管理部門の職員といった人間関係も親密であり、研究所事業について共通の情報と理解をもちやすいことは利点である。こうした利点を生かし、研究所全体のもつ研究成果を、たとえば「難病」問題に集中するという共通目標を持って事業を展開していくことも可能である。理事長をトップとして研究者間において研究ポリシーや研究の進め方について、継続的に徹底した議論が行われることを期待したい。

第2 各部に関する意見

これまでの監査で指摘された事項については、かなり対応が進んでいるので、以下大きな事項だけを指摘する。

- 1 総務部会計課経理係は、予算、出納、決算という金に関わる多くの業務を処理しており、年中仕事に追われている。なかでも、独立行政法人会計基準に基づく決算業務には、毎年苦勞している。その理由のひとつには、決算に習熟した職員が、人事異動などにより研究所内部に育ちにくいことが挙げられる。決算業務については、研究所採用職員に担当させる、決算業務にかかる長期的非常勤職員を確保する、などにより、独立行政法人決算業務処理のための人員の確保、継続性の確保さらにノウハウの蓄積が必要である。
- 2 企画調整部は、開所当初の諸規定の整備をはじめ、各種評価委員会への対応、第2期中期計画の取りまとめ、事業仕分けへの対応など、新しく出てくる業務への取組みで多忙を極めてきた。第2期から部の名称が戦略企画部に改められるが、今後、その名にふさわしい業務展開が期待される。
- 3 基盤的研究部（第2期から創薬基盤研究部）のプロジェクトの中には研究が順調に進み、創薬につながる可能性があるものが出てきている。遺伝子導入制御プロジェクト、創薬プロテオミクスプロジェクト、感染制御プロジェクト、免疫シグナルプロジェクトなど目に見える成果を挙げてきているものが多い。早い時期に創薬につながることを期待される。
- 4 生物資源部（第2期から難病・疾患資源研究部）にあつては、第1部、6でも述べたとおり、ヒューマンサイエンス振興財団との関係を見直すべきである。
- 5 NMR は、研究所内部および外部の利用が進められてきているが、利用料水準の妥当

性の検証、利用推進のあり方、製薬企業等への利用促進活動などを行うべきである。

- 6 研究振興部の研究開発振興事業については、プログラム・オフィサーによる適切な進捗管理が行われており、iPS 細胞による創薬および再生医療への応用研究など成果が見られるものがある。しかし、実用化研究支援事業は、構造的に収益、それも短期的収益を求めることは難しく、いったん事業を中止して、国の動向なども見定めながら今後のあり方を探ることが適当であろう。

第3 会計監査

- 1 平成 21 年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書並びに連結財務諸表については、関係法令、業務方法書その他の諸規程に従って処理され、研究所の財務状態及び運営状況を正しく示していると認められる。
また、平成 21 年度決算報告書は、関係法令に従い、適正に処理されていると認められる。
- 2 平成 21 年度事業報告書は、関係法令に従い、当研究所の会計処理の状況、業務の執行状況を正しく示していると認められる。
- 3 会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法および結果は、適正かつ妥当と認められる。
- 4 会計監査人からの指摘事項のうち相当部分は改善されたが、なお残された課題についても引き続き対応されたい。また、課題の中には、本研究所固有の問題とはいえ、国の予算決算の仕組みの問題からくる構造的なものがあり、これについては国（厚生労働省担当部局）に対し十分に説明し、その改善などの適切な対応を求められたい。

— 以上 —